

消 防 危 第 99 号

平成 29 年 5 月 11 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

( 公 印 省 略 )

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における保安確保の徹底について

日頃より、危険物施設における保安確保に御尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフスタンド」という。）において、顧客の給油作業等の監視を怠り、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハに規定する制御装置（給油等許可スイッチ）を自動で押下する装置を制御卓に設置し、火気のないことその他安全上支障がないことを確認することなく、顧客に給油作業等を行わせていた事例が情報提供されたところ です。

制御卓又は制御装置を自動で操作し（制御卓又は制御装置を改造する等により自動で給油等を許可する状態を含む。）、顧客に給油作業等を行わせた場合は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 3 項の違反となるほか、顧客の給油作業等の安全確認を怠ったことに起因して火災や危険物の流出事故を発生させるおそれがあります。

セルフスタンドでは、ガソリン等の危険物の火災危険性について十分に認識していない顧客が給油する場合もあることから、セルフスタンドを利用する顧客の安全確保のため、セルフスタンドの関係者による顧客の給油作業等の適切な監視が必要不可欠です。

つきましては、このことを踏まえ、機会を捉えて、セルフスタンドの関係者に対して消防法令の遵守について適切に指導してくださるようお願いいたしますとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨の周知をお願いします。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：池町係長、羽田野事務官

TEL03-5253-7524 / FAX03-5253-7534